

介護施設内保育所運営費補助金

1 対象経費

介護施設内保育事業に必要な保育士等の人件費や委託料

2 補助基準

区分	児童数	保育時間	保育士等人数	保育料	対象面積
I型	1人以上	8時間以上	2人以上	月額 10,000円 以上	児童1人 当たり 1.65㎡以上
II型	4人以上	8時間以上	2人以上		
III型	10人以上	10時間以上	4人以上		
IV型	20人以上	10時間以上	7人以上		
V型	30人以上	10時間以上	10人以上		

3 補助基準額

補助基本額（基本額－保育料収入相当額）×補助率

(1) 基本額

I型	1人×基準単価(180,800円)×運営月数(12月)=2,169,600円
II型	2人×基準単価(180,800円)×運営月数(12月)=4,339,200円
III型	4人×基準単価(180,800円)×運営月数(12月)=8,678,400円
IV型	5人×基準単価(180,800円)×運営月数(12月)=10,848,000円
V型	6人×基準単価(180,800円)×運営月数(12月)=13,017,600円

(2) 保育料収入相当額

〈算定上の児童数〉

保育料収入相当額 ※保育料児童1人一律 24,000円(月額)

I型	1人	I型	24,000円×12月×1人=288,000円
II型	4人	II型	24,000円×12月×4人=1,152,000円
III型	10人	III型	24,000円×12月×10人=2,880,000円
IV型	14人	IV型	24,000円×12月×14人=4,032,000円
V型	18人	V型	24,000円×12月×18人=5,184,000円

(3) 補助基本額（補助額ではない）

I型	2,169,600円－288,000円=1,881,600円
II型	4,339,200円－1,152,000円=3,187,200円
III型	8,678,400円－2,880,000円=5,798,400円
IV型	10,848,000円－4,032,000円=6,816,000円
V型	13,017,600円－5,184,000円=7,833,600円

4 補助率

補助基本額に対する2/3を補助

残り1/3は事業主負担

5 その他

(1) 申請者について

医療法人、社会福祉法人単位で提出

(2) 法人内の複数の施設（特養、老健等）が同一の保育施設を利用する場合

補助金申請書類をまとめて提出（内訳を作成）

(3) 児童数の算定方法について

①月に数回程度の利用の場合など、月当たりの児童数の算定方法

⇒別紙のとおり

②法人内の複数の施設が、同一の保育施設を利用している場合の対象児童数

⇒次の施設の職員の児童数のみを対象

- ・介護老人福祉施設
- ・介護老人保健施設
- ・特定施設入居者生活介護の指定を受けている有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅）、ケアハウス及び養護老人ホーム

(4) 保育施設の設置場所について（次の場合は補助対象）

- ・介護施設内に設置
- ・介護施設と同一敷地内に設置
- ・介護施設の近隣に設置

(5) 他補助金との併給について

他補助金の補助対象となっている場合は対象外

(6) 非常勤の保育士の常勤換算方法について

非常勤の週当たり勤務時間の合計数÷常勤の週当たり勤務時間の合計数

（例）30時間÷40時間＝0.75人（小数点以下第2位を四捨五入し、小数点第1位まで算出）→0.8人

1 保育児童数について

- (1) 各月において職員と保育所との間に受託契約がなされており、かつ各月において15日以上保育した職員の児童を保育児童数として算定する。なお、臨時に保育した児童については次の(2)による。
- (2) 臨時に保育した児童については、下記の方法により換算した上で保育児童数として算定できる。ただし、1日単位で保育した児童についてのみとし、時間単位以下で保育した児童については算定しない。

(1)、(2)に基づき算定した各月における保育児童数を年間平均した人数が4.0人以上であれば4人未満の月があってもⅡ型とする。ただし、4人未満が6ヶ月以上の場合はⅡ型の補助対象外（Ⅰ型で補助対象）とする。その他の区分においても同様の考え方とする。

(例) ① 4月～10月までが5人、11月～3月までが3人の場合

$$\{(5人 \times 7ヶ月) + (3人 \times 5ヶ月) \div 12ヶ月\} = \underline{4.16} \dots 人 \text{ (小数点以下第2位を四捨五入し、小数点第1位まで算出)} \rightarrow \underline{4.2} 人 \rightarrow \text{Ⅱ型}$$

② 4月～9月までが5人、10月～3月までが3人の場合

$$\{(5人 \times 6ヶ月) + (3人 \times \underline{6ヶ月}) \div 12ヶ月\} = \underline{4.00} 人 \rightarrow \text{補助対象外 (Ⅰ型で対象)}$$

【(2)の換算方法】

$$\text{(保育児童換算数)} = \frac{\text{(臨時に保育した児童の月間延保育日数)}}{\text{(実際の月間延開所日数)}}$$

(例) 1日8時間、20日開所した保育所において、

- 15日間以上保育した児童 3人
 6日間臨時に保育した児童 1人
 5日間臨時に保育した児童 2人 の場合

臨時に保育した児童を換算すると

$$6日 \div 20日 = 0.3人$$

$$5日 \div 20日 = 0.25人$$

【合計】 3人 + 0.3人 + 0.25人 = 3.55人 (小数点以下第2位を四捨五入し、小数点第1位まで算出) \rightarrow 3.6人